

- ◇ この議事速報（未定稿）は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。
  - ◇ 後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。
  - ◇ 今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られる」とのないようお願いいたします。
- 盛山委員長 次に、白石洋一君。
- 白石委員 立憲民主・国民・社保・無所属フオーラムの白石洋一です。よろしくお願いします。
- まず、在職老齢年金制度見直しの議論について、今報道されていく限り、撤廃も含めた見直し議論をしていて、ただ、在職老齢年金、二つあるんですけども、六十歳から六十四歳、六十五歳以上、六十五歳以上のところについては撤廃ではなく、六十二万円超にするか、それとも五十万円超にするかというようなところまでは来ているというふうに聞いております。低在老、六十歳から六十四歳のところについては、ここの年金受給というのはいざれはなくなりますから、議論はその後でいいと思うんですけども、では、この高在老のところですけれども、このインパクト、メリット、デメリットをはつきり確認したいんですね。今検討されている縮小、例えば、これ、六十二万円として、それによって年間の年金財政の給付の増加金額というのは幾らとみなされますでしょうか。

- 加藤国務大臣 在職老齢年金について、二〇一八年度末の支給停止額をもとに六十五歳以上の在職老齢年金制度見直しによる年間の給付増を試算をいたしますと、基準額を六十二万円に引き上げた場合は約二千二百億円、撤廃した場合は約四千百億円の給付が現行に比べて増額が必要になると、いうことになります。
- 白石委員 これは山井委員も強調されていますけれども、これがふえることは喜ばしいことだと思います。受け取る方にとってはいいことだとふうには思います。ただ、この財源がどこから出でてくるのかといったら、これは年金財政の中から捻出される。特定のところではなくて、広く薄く給付を抑えるという形で財源が捻出されるということなんですね。
- その具体的な効果としては、マクロ経済スライドが長目になって、給付を抑える自動調整が長目になるという形で捻出される。一旦それが長目になつた後は、その低い、低いというのは名目じやないかもしれません、実質が大事です。実質物価上昇分も加味した形で、実質低い形でずっとその後低いままの年金になっていくことだと思います。
- 白石委員 質問通告していたのは、所得代替率も一つの物差しでいいんですけども、実感としてわかりやすいのは、物価、実質の金額で何%下がるか、それも多分準備されていると思いますので、大臣、お願いします。
- 加藤国務大臣 先ほど申し上げたケースIIIの二〇二六年度のうち、報酬比例は九万二千四百円が、基準額を引き上げた場合には九千百七十円ということで〇・八%減、また、全額撤廃した場合には九万一千百円ということで一・五%の減、こういうことになります。ごめんなさい、済みません、九万一千七百円が基準額を引き上げた場合。
- もう一回申し上げますと、基準額を引き上げた場合は九万一千七百円で三角〇・八、撤廃した場合は九万一千百円で三角一・五、そして、もとのケースにおいては九万二千四百円ということで、

分の調整終了年度は現行では二〇二五年とありますけれども、二つの見直しのケース、給付調整の基準額を四十七万から六十二万に引き上げた場合には、これは同じ二〇二五年度ということで年度は変わらない。撤廃した場合には二〇二六年度ということで、一年先、マクロ調整スライドが終了する期間が延びるということになります。

また、それに伴って、所得代替率、これは報酬比例部分のということで言わせていただきますと、現行二五・三が、何もなければ二四・六になるものを、基準額の引上げの場合には二四・四ということで三角〇・二%、撤廃の場合には二四・二ということで〇・四%ポイント下がるということであります。

これは二〇二六年度ベースで申し上げております。

○白石委員 六十二万円引上げ、撤廃というのは、ちょっともうあり得ないと思います、六十二万円だと仮にしても、それでも一般の方々は〇・八%、在職老齢年金のこの見直しがこのままであつたとく下がるわけですね。〇・八%、一%近く階建への部分ですから厚生年金の方々の話ですけれども、それでもかつかで年金で暮らしていらっしゃる方が多い中で、この〇・八%というのは大きいわけです。

では、誰がメリットを受けるかというと、高在老でいつたら、月の年金とそのほかの収入を足して四十七万円。加えて、これは一階建の部分は考えていませんから、それに一階部分、基礎年金が加わって、足す六万円ですね。ですから五十三万円。さらには、配偶者の年金、世帯で考えたら配偶者の年金もあるでしょうから、これが御主人だつたら、妻の国民年金、基礎年金が六万円ということで、これは、六十万円、月の収入がある方にはそれはメリットがあつても、そのための犠牲が余りにも大き過ぎる。

ですから、これを考えるんだつたら、よっぽどのこの見直しによってメリットがないといけないと思うんですけども、どのようなメリットがある

○加藤国務大臣 一つ、どういう方が対象になるのか。相当な高額所得者のようなイメージを持つておられるかもしれませんけれども、どこまで上げるかの議論ですけれども、例えば、今四十七万

が際でありますけれども、四十七万、今、入るか入らないかというぐらいの所得だとすると、大体、モデル年金で報酬比例は七万円ぐらいだったというふうに思いますから、実質四十万ですね。そして、これはボーナスも入れた金額で、名目でありますし、それに加えて、これから社会保障、保険料が引かれるわけでありますから、そういう働き方をされている方も、少し給与がふえたら五〇%収入が減少される。その辺をどう捉えるのかということも議論の中であるんだろうというふうにも思います。

○白石委員 大臣、その減少というのはちょっとと表現が誤解されやすいので、ふえ方がそのまま伸びるわけじゃないということで、ふえはするんです、額面でいつたら。ただ、ふえ方が、イメージ、天引きされて、そのまま来るわけじゃない。それが在職老齢年金だと思うんですけれども。

それで、そのことによつて、六十五歳以上の四十七万プラス基礎年金がある人が、見直しによつて、より働いて、そして厚生年金保険料はふえていくのか、あるいは、これをを目指してやはりもう一回働こうという人がよっぽど出てこないといけないと思うんですけども、その辺はどういうふうに厚労省として見ていらつしやいますでしょうか。

が際でありますけれども、四十七万、今、入るか入らないかというぐらいの所得だとすると、大体、モデル年金で報酬比例は七万円ぐらいだったというふうに思いますから、実質四十万ですね。そして、これはボーナスも入れた金額で、名目でありますし、それに加えて、これから社会保障、保険料が引かれるわけでありますから、そういう働き方をされている方も、少し給与がふえたら五〇%収入が減少される。その辺をどう捉えるのかということも議論の中であるんだろうというふうにも思います。

○白石委員 大臣、その減少というのはちょっとと表現が誤解されやすいので、ふえ方がそのまま伸びるわけじゃないということで、ふえはするんです、額面でいつたら。ただ、ふえ方が、イメージ、天引きされて、そのまま来るわけじゃない。それが在職老齢年金だと思うんですけれども。

それで、そのことによつて、六十五歳以上の四十七万プラス基礎年金がある人が、見直しによつて、より働いて、そして厚生年金保険料はふえていくのか、あるいは、これをを目指してやはりもう一回働こうという人がよっぽど出てこないといけないと思うんですけども、その辺はどういうふうに厚労省として見ていらつしやいますでしょうか。

ただ、他方で、厚労省の調査によると、年金額が減らないように、収入が一定の額におさまるよう就業時間を調査しながら働くという、これは意識調査でありますけれども、これは六十五から六十九歳の場合、約四割を占めている。

それから、やはり、私たち、これからより長く働く環境をつくつていこうということで、今、雇用継続制度というのは六十五まででありますけれども、これを更に延ばしていく。そして、やはり一番あるべき姿は、定年が廃止されたり定期が延長される中で、六十五までと同じように働き、同じように収入をもらえるというのが私は一つの姿なんだろうとします。

ただ、そうなつた瞬間にどれだけの減額になつていくのか、そういうことも踏まえながら議論をしていかなければいけないんだろうとします。

○白石委員 在職老齢年金、最後の質問でけれども、ぱつと聞きはいいんです。働いてその見返りがふえることはいいんですけども、その財源が、一般的の低年金の方も含めて負担をお願いして捻出するというところに問題がある。

ですから、これをやるんだつたら、高所得の人から財源を得て見直しするなりするんだつたらわかります。私としては、この在職老齢年金、もつとハードルを下げて、そこで財源を捻出して、低年金の人に上げたいぐらいですよ、国民年金の方に。そこまで考えてほしいぐらいなんですけれども、少なくともこの撤廃あるいは引上げというのはもうやめてほしいと思いますけれども、大臣、いかがでしょうか。

○加藤国務大臣 濟みません、ちょっとその前に、先ほどの答弁で、モデル年金、報酬比例七万と申し上げましたが、九万の間違いであります。ちょっと訂正させていただきたいと思います。

そういう意味で、この在職老齢年金、今お話をありましたように、本来、年金制度、保険料を納めた方は年金を受給する権利を有している。しかし、この在職老齢年金の場合には、所得が高い方はその分減額をされる。要するに、原則ではなくて特例的に下げられているというのが今の実態なわけです。

そういう中で、どのところまでそれを対象とするのか。そこで、先ほど申し上げた、では、今かかっている方々の働き方というのと、そんなに高い所得なのか。そういうことも議論していく必要があるんではないかというふうに思います。

今いまいくと、今の仕組みのままいけば、普通のサラリーマンと同じような形で働き続ける高齢の方、その方も、本来もらうべき年金を、所得二に対し一ずつ減っていく、こういう状況になるわけですから、その辺も含め、それから、今、ただ、委員が御指摘になるように、非常に高い所得を持っている方もいらっしゃるの事実だと思います。その辺のバランスをどう図っていくのか。

そして、更に先を見れば、先ほど他の委員の方に申し上げましたけれども、これは単に雇用所得がある場合だけでありますから、役員として顧問料をもらうとか、そういうものの場合にはこの在老の対象にならない。そういうことも含めな

がら先を見ていく必要があるんじゃないかなと思います。

○白石委員 大臣のお話だと、それは民間保険の考え方だと思うんですね。やはり、公的年金ですから、所得分配で生活の底上げ、少なくとも尊厳ある生活が老後できるように、を目指すべきだというふうに思います。ここはちょっと価値観の違いかもしれません。

次の質問に行きます。

がん治療なんですけれども、温熱療法というの

がありまして、これは、がん治療で手術も薬物も、

そして放射線もなかなか効かないという形の患者

さんにとってはこれに頼るということなんですが

れども、これの温熱療法の施術ができる病院もふ

えてほしいんですけども、もう一つは、ちゃんと

と保険でカバーされるのかどうかというところが

非常に大事な部分で、少し、もしかしたら患者さ

んの方で誤解されているんじやないかな。地域に

よつて保険適用されたりされなかつたりするんじ

やないか、あるいは病院によつてされたりされな

かつたりするんじやないかというような考え方も

されているようになります。

まず、これは一つの質問でいきたいと思うんで

すけれども、診療報酬にカバーされるものである

のかどうか、そして、カバーされるとしたら、ど

ういう条件でカバーされるのか、これを答弁をお

願いします。

○濱谷政府参考人 お答えいたします。

議員御指摘の電磁波温熱療法でございますけれども、これはがんに対する治療法の一つとして保

険適用されております。それと、条件でございますけれども、治療計画上の疾患に対する所期の目的を達成するための一連の療法に対しまして、一回だけ算定することになります。

しかしながら、議員御指摘のとおり、この療法につきましては、一連の治療の範囲とする期間、あるいはその期間内の施行回数等につきまして、個々の患者の状態や医師の判断によるものとなつております。不明確である、地域によつてばらつきがあるという指摘がございます。

今後でございますけれども、学界の関係者の御意見も伺いながら、要件の明確化あるいはその周知方法につきまして検討してまいりたいと考えております。<sup>○白石委員</sup> ぜひ、一連の診療で所期の目的を達成するまで行うというところをはつきりと患者とその家族の方に周知していただきたいと思うんです。その目的が同じだつたら適用外で、違つたら適用されるというところも含めて周知をお願いしたいと思います。

次の質問ですけれども、最低賃金なんですけれども、地域の最低賃金というのは、これはよく報道もされ、知られているところですけれども、特定最低賃金というのがあつて、これは産業又は職業ごとに適用されるというものですね。お手元の資料にもありますけれども、合計二百八十九万人が適用されている。

そこで、私のところにお話があつたのは、非常に危険な化学薬品を扱つている労働者の方もおられます。これは、危険な分、最低賃金も当然高く

あつてしかるべきじゃないかと。自分の時間給がその最低賃金よりも超えているにしても、それが

上がつていつたら、それに連動して上がるという効果も認められる。だからこそ、化学業界、危険な薬品を扱っているところはこの特定最低賃金というのが設定されるべきではないかという声があります。

では、現状はどうかというと、塗料製造のところで六千人いるにすぎないんですね。これはやはり、化学の業界というのはもつともっと雇用人数がいて、そして危険な薬品を扱っている、特定賃金が適用されるべきだとと思うんですけど、こ

こはいかがでしようか。

○坂口政府参考人 お答えを申し上げます。

我が国の最低賃金につきましては、議員御指摘のように、地域別最低賃金が全ての労働者の賃金の最低額を保障するセーフティーネットの役割を担つておりますけれども、今御指摘ございましたような特定の産業又は職業につきまして、関係労使の方々の申出に基づいて、地域別最低賃金よりも金額水準の高い最低賃金を定める特定最低賃金制度というものが、最低賃金法第十五条に基づきまして設けられているものでございます。

今委員御紹介いただきましたように、化学工業関係ではこの塗料製造業に係る四件の特定賃金が設定されているというところでござりますけれども、今後につきましても、こうしたもちろん危険物を取り扱う業種につきまして、特定最低賃金設定の申出があった場合には、公労使から成る地方の最低賃金審議会に諮つた上で、しつかり適切に

対応してまいりたいと考えてございます。

#### ○白石委員 次の質問です。

健康保険料の賦課方式なんですけれども、これは地域によって違う。地域によっては資産割によつても保険料が計算される。その資産というのは何かというと、固定資産だと。でも、固定資産はあつても、例えば自営業者で商売をしていて、都市部に土地、家屋、商売用に少し広目にそれがあるとして、多く保険料がかかっているという場合もあると思うんです。

しかし、資産というのであれば、つまり応能負担というのであれば、これは金融資産も加味すべきだ、金融資産も足した上で保険料を計算すべきだという考え方、あると思うんですけど、

これはどうしてそうなつていないのでしょうか。このあたり、お願ひします。

○濱谷政府参考人 お答えいたします。

国民健康保険の保険料でございますけれども、議員御指摘のとおり、世帯所得に応じた負担、所得割と、世帯人数に応じた負担、これは均等割と申しますけれども、この組合せを基本としながらも、地域の実情に応じまして、世帯ごとの定額負担、これは平等割と申します、それと固定資産税額に応じた負担、資産割を組み合わせて算定することとしております。

御指摘の資産割でございますけれども、負担能力に応じた保険料、つまり応能部分といたしまして所得割を補完する役割を果たすものでありまして、なぜ固定資産かと申しますと、これは固定資産税額に応じてということでございますので、自

治体において把握可能であることから、固定資産税額をもとに算定することとしたものでございます。

#### ○白石委員

これは、固定資産税を加味する自治体も二割ぐらいありますので、これを免除して、フローのところだけ見る方がむしろ公平だと思いまますので、よろしくお願いします。

それから、今月から介護福祉士に対して待遇改善手当が適用されて、本来ならば国から支援金が介護施設に届いているわけですから、それらが介護士の給与に反映されていないといけない。ところが、ちまたのうわさを聞くと、自分は上がつていかつたよというような声も出ているみたいですね。

厚労省としては、ちゃんともう手当てはしているわけですから、それがちゃんと使われているか、介護士のところに届いているのか確認すべきだと思います。けれども、その今の体制を教えてください。

○大島政府参考人 お答えいたします。

介護職員のさらなる処遇改善としまして、委員御指摘のとおり、この十月から満年度で一千億円の公費を投じまして新たな賃金改善を始めております。

この仕組みにつきましては、これまでの賃金改善もそうなつておりますが、事前に、引上げを行う事業所から処遇改善に向けた計画を出していただき、それから、事後に実績報告をとつております。その計画の段階でも、それから事後の実績の段階でも、加算額によつて得た収入と賃金の改善

額を比較して、賃金がちゃんとそれを上回っていることを確認することをとつておりますて、きちんとこの仕組みにつきましては、今回の処遇改善につきましても担保していきたいと思つております。

○白石委員 その計画を出させただけじやなくて、そして実際の賃金とちゃんと厚労省としても比較して、もしそれがちゃんと反映されていないようだつたら指導するように、よろしくお願ひします。次の質問は、難病についてなんですね。

難病法が施行されたのは一〇一五年一月、四年前ですけれども、そのことによつて、難病とされる数がふえた、それまでは五十六にしかすぎなかつたものが、今、三百三十三にまでふえている。これはいいことなんですけれども。

一方、デメリットとして、一つは、月額の自己負担額が総じて上がつてしまつた。つまり、自己負担を患者さんとしては多く支払うことが強いられるということが一つ。

もう一つ、これはまた非常に大きいと思うんですけれども、もう一つは、軽症とされてしまつたら、軽症と認定されたら、一般の健常者と同じ三割負担になつてしまつということなんですね。ところが、難病の病気によつては非常に病状の変動が激しくて、調子がよかつたらいいんだけれども、悪いときには悪い、薬を飲んだらまたよくなる。それで、いいときに認定を受けてしまつて、重症ではない、軽症とされてしまつたら、一般の健常者と同じになつてしまつ。非常にこれが不安を生んでいるわけですね、難病患者の皆さんにとって

は。

そのため、どういうことが起こつているかといふと、もし軽症として認められても、救済措置として軽症高額特例というのがあつて、これで特例が認められるために、わざわざ高いお薬を注文して、もし軽症となつてもこちらで救われるようになります。高いお薬というのは、後発薬ではなくて先発薬を指定するといった形で、特例で救われるようになります。そういうたちよつとひづみが起つてゐるわけですね。

そこで質問なんですけれども、要望も含めてですが、難病の軽症かどうかを認定する際は、病状というのは非常に変動するということも含めて、弾力的に認定すべきだと思うんですけども、その辺、政府、いかがでしょうか。

○宮寄政府参考人 お答え申し上げます。

今御指摘のありました点につきまして、制度改正のときに、他の制度との均衡の観点とか、いろいろ広く国民の皆さんとの理解を得る観点から、患者さんの団体とか有識者の意見も踏まえまして、医療費助成の対象患者について、症状の程度が一定以上のものとするというような形で制度を創設させていただいて、運用させていただいております。

したが、難病の見直しの検討規定がございまして、今、そういうこともテーマに、今後どういうふうにしていくかということころを関係の審議会などで議論させていただいているという状況でござります。

○白石委員 最後で私が言つたのは、それは、ひずみという部分は、それぐらい軽症と認定されることに対する不安が大きいということですので、それも十分踏まえて、またよりよい制度にしていただきたく、お願い申し上げます。

終わります。

今議員が御指摘があつたようなケースというのは、ちょっと、私も今お伺いして、そもそも制度の趣旨からしても反するというか、適切ではないというようなことも考えられまして、そういう医療費の助成とか軽症患者さんへの支援のあり方というのは、今まさに、先生ちよつとお話をあります。

發言表（厚生労働委員会）

白石洋一君（立国社）

加藤厚生労働大臣

政府参考人 厚生労働省 宮寄 健康局長  
政府参考人 厚生労働省 坂口 労働基準局長

政府参考人 厚生労働省 大島 老健局長  
政府参考人 厚生労働省 濱谷 保険局長

政府参考人 厚生労働省 高橋 年金局長

政府参考人 厚生労働省 高橋 年金局長